

## ヴァイマル共和制末期における地方の農民団体とナチス：テューリンゲン州を中心に

熊野，直樹  
九州大学大学院法学研究科助教授

<https://doi.org/10.15017/2165>

---

出版情報：法政研究. 66 (3), pp.89-126, 1999-12-20. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

# ヴァイマル共和制末期における地方の農民団体とナチス

——テューリンゲン州を中心に——

熊野直樹

序

一 テューリンゲン農村同盟とナチスとの関係史に関する研究の現状

二 ヤング案反対闘争からバウム＝フリック内閣へ

三 テューリンゲン農村同盟とナチスとの同盟と競合

四 強制的同質化過程におけるテューリンゲン農村同盟

結

## 序

従来一般的にいつて、ナチスの支持基盤として都市の新旧中間層とならんで、農民が指摘されていることは、周知の通りである。<sup>①</sup> その際、ナチスと農民との関係において、一般に想定されているイメージは、一九二六—二七年にかけて勃発した農業恐慌によって、農民が経済的に困窮状態にあり、その結果、シュレスヴィツヒ・ホルシュタイン (Schleswig-Holstein) で農民運動、すわなちラントフォルク運動が一九二八年に勃発し、こうした農民の直接行動的な抗議運動が各地で勃発し、従来の既成政党が農民の不満を解消できずに、彼らの不満はやがてナチス支持へとまわった、というものである。その結果として、一九三〇年九月の国会選挙での農村部におけるナチスの大幅な躍進が説明され、強調されてきた。こうしたイメージは、もともとヘベルレのシュレスヴィツヒ・ホルシュタインでのラントフォルク運動の研究<sup>②</sup>によって作られたといっても過言ではない。その後も、ナチスと農民との関係については、多くの場合、このシュレスヴィツヒ・ホルシュタインでの事例研究をもとに農民のナチス支持ないしはナチスの農村進出が研究され、分析され、かつ語られてきたといつてよい。<sup>③</sup> しかし、その一方でようやく最近になってシュレスヴィツヒ・ホルシュタイン以外のプロテスタントの農村地域におけるナチスと農業界との関係が、本格的に研究され始めている。<sup>④</sup> また、カトリックの農村地域においては、農民がプロテスタントの農村地域と比べて、相対的にナチスに対して免疫をもっており、一線を画していたことが既に指摘されている。<sup>⑤</sup> しかし、こうしたカトリック農村地域における農民とナチスとの関係は、例外として考えられがちである。というのは、カトリックの農村地域はプロテスタントの農村地域と比べるとドイツ全土に占める割合は相対的に低く、従来の研究においては、ナチスと農民との関係を問題にするとき、主たる分析対象として、中小の自立農民が相対的に多く存在していた、北部並びに中部ドイツの

プロテスタントの農村地域が想定されてきたからである。<sup>(6)</sup> その意味で、シュレスヴィツヒ・ホルシュタインがその典型的な地域として事例研究が集中的になされてきたのは、当然であるといえる。

しかし、ここで強調したいのは、プロテスタントの農村地域におけるナチスと農民との関係についての従来のイメージは、主としてシュレスヴィツヒ・ホルシュタインといったラントフォルク運動が最も激しい形で展開した地域での事例研究を通じてのものであつて、シュレスヴィツヒ・ホルシュタインでの農民とナチスとの特殊な関係が一般論へと引き上げられた傾向が強いということである。我々が自明の前提としている、ヴァイマル共和制末期の農民のナチス支持といったイメージは、総じて、多数の地域の事例研究を比較・検討した結果ではなく、基本的には一地方の事例研究を通じて得られたものか、ないしは、都市部 (Stadtkreise) と農村部 (Landkreise) といった単純な二分法をもとに、選挙における農村部でのナチスの得票数の激増でもつて、これをア・プリオリに「農村部のナチ化」農民のナチ化」とみなした結果にすぎないということである。<sup>(7)</sup> しかし、選挙統計上分類される農村部には、実は小さな都市 (Stadt) も含まれる。しかも、農村部を構成する村 (Gemeinde) ないしは村落共同体 (Dortgemeinschaft) にしても、そこでの住民は別に農民だけではない。足立芳宏氏が示唆する<sup>(8)</sup> ように「農村＝農民」ではなく、農村にも農民以外の実に多彩な職業を営む人々が暮らしていた。

以上のことを整理すれば、我々が農民のナチス支持という場合、この命題が、きわめて限定的な事例、単純な選挙分析並びにそれに基づく素朴な考察によつて、導き出されてきたことがわかる。「農村部のナチ化＝農民のナチ化」だと結論づけるには、さらに幾つもの手続きが必要なのである。

こうした問題状況において、既に伊集院立氏は、シュレスヴィツヒ・ホルシュタインにおける国会選挙や大統領選挙と農業会議所選挙でのナチスの得票率の著しい乖離に着目して、その原因を国会選挙や大統領選挙が普通選挙であ

るのに対して、農業会議所選挙が地主や農業経営者に選挙権が限られている制限選挙であったことに求めている。<sup>(9)</sup> さらに伊集院氏は、ナチスが地主経営者に直接影響力を及ぼすことができなかつたことを指摘したうえで、「ナチスのこの地域（シュレスヴィツヒ・ホルシュタイン）での農村進出は量的にはともかく、質的には非常に低く評価せざるをえない」<sup>(10)</sup>（括弧内筆者）という注目すべき結論を引き出している。伊集院氏の見解に従うならば、ナチスの農村進出の典型のようにみなされてきたシュレスヴィツヒ・ホルシュタインにしても、実は地主経営者をはじめとした農民へのナチスの影響力は従来考えられてきたほどではない、ということになる。もちろんこうした見解は、シュレスヴィツヒ・ホルシュタインに限定されたものであり、ここから、一般的結論を引き出すことには慎重であらねばならない。そこで問題となるのは、それではシュレスヴィツヒ・ホルシュタイン以外のプロテスタントの農村地域における地主や農業経営者をはじめとした農民とナチスとの関係はどうだったのか、ということであろう。

以上のような問題設定をうけて、他のプロテスタント地域の地主経営者をはじめとした農民を考察する際、シュレスヴィツヒ・ホルシュタインと並んで注目されるのが、中部ドイツ、とりわけテューリンゲン（Thuringen）とヘッセン（Hessen）である。というのは、この地域は地主経営者である中小の自立農民が多く、かつ農民の政治的運動は、むしろシュレスヴィツヒ・ホルシュタインよりも活発であったからである。このテューリンゲンとヘッセンの農民が、当時の最大の農業利益団体である全国農村同盟（Reichs-Landbund）内部でもユンカー翼と対峙するほどの強い自立性と影響力を誇る農民翼の一角を担っていたことを考えれば、テューリンゲン並びにヘッセンといったプロテスタントの農村地域もまた、ナチスと農民との関係を考えるうえで重要な地域になることは首肯できよう。とりわけテューリンゲンは、トーマス・ミュンツァー（Thomas Münzer）に率いられた農民戦争の舞台であり、ドイツ農民の歴史においても主要な舞台であった。さらに、テューリンゲンでは全国に先駆けてナチスが州政府レベルで初めて

入閣しており、その際、ナチスの主たる連立相手は全国農村同盟傘下のテューリンゲン農村同盟 (Der Thüringer Landbund) の第二議長であるエルヴィン・バウム (Erwin Baum) という農民であった。いくなれば、テューリンゲンは、ナチスと農民団体の代表とが州レベルで連立を組んだところであり、ナチスと農民との関係を考えるうえで、きわめて興味深い対象となることがわかるであろう。しかも、ドイツ国家国民党 (Deutschnationale Volkspartei) から分離して成立したキリスト教国家農民農村住民党 (Christlich-nationale Bauern- und Landvolkpartei) 以下、農村住民党と略) は、テューリンゲン農村同盟が中心となつて結成され、しかもその初代の党首がバウムであったことを考えても、農民の政治運動におけるテューリンゲンの重要性が理解できよう。

それ故、本稿では、ナチスと農民との関係を、シュレスヴィツヒ・ホルシュタインと同じプロテスタントの農村地域である、テューリンゲンに限定して考察していきたい。その際、ナチスと農民との関係を考えるうえで、ここでは農民を組織しその利益を代表していた地方の農民団体であるテューリンゲン農村同盟を分析の対象として具体的に取上げていく。テューリンゲン農村同盟は会員四万人を誇り、地主経営者である中小の自立農民の大部分を傘下に治めており、これを代表的に取り上げることが妥当であろう。しかも、従来、ギースやピータ、伊集院並びに中村幹雄や豊永泰子諸氏によつて、ナチスは地方の農民団体、とりわけ各地域の農村同盟への浸透を通じて、農民並びに農村社会への影響力を獲得していったことが既に指摘されて<sup>(1)</sup>おり、その浸透の様子を見るうえでテューリンゲン農村同盟を取り上げるのは適していると考えられる。

それでは以下ではまず簡単に、テューリンゲン農村同盟とナチスとの関係史についての研究を概観してみることにしよう。

## 一 テューリンゲン農村同盟とナチスとの関係史に関する研究の現状

管見の限りではあるが、テューリンゲン農村同盟とナチスとの関係について論じた研究はきわめて限られている。その理由の最たるものとして当該テーマに関連する史料の基盤の貧弱さが挙げられる。にもかかわらず、有益な研究はわずかながら存在する。そのなかで、重要なのは、まずディーター・フリツケ編纂の『政党史事典』に収録されている、ファウルブッシュとメスフェッセルによる農村住民党の研究である<sup>12</sup>。そこでは、農村住民党とテューリンゲン農村同盟とが同一視して分析されており、農村住民党が農村における「ファッショ化」を促進し、農民の一部をナチスへ追いやることに貢献したことが強調されている。しかも、テューリンゲン農村同盟とナチスとの関係について触れてあり、テューリンゲン農村同盟がナチスへの「シンパシー」をたびたび表明したことが強調されている。それに反して、ジョーンズの研究は、テューリンゲン農村同盟の指導者が一九三二年の大統領選挙においてヒトラーに反対しており、しかも一九三二年七月の国会選挙では農村住民党とは決別し、自ら独自の候補者リストを出したことが明らかにされ、テューリンゲン農村同盟の反ナチスの態度が強調されている<sup>13</sup>。さらにピータは一九九六年の著書において、一九三三年までテューリンゲン農村同盟がバイエルン農村同盟 (Der Bayerische Landbund) と並んでナチスの支配要求に抵抗していた、と述べている<sup>14</sup>。こうした研究状況をドーンハイムは、一九九七年の論文でテューリンゲン農村同盟の政治的態度については「様々な評価がなされている」と整理したうえで、ナチスに対する「テューリンゲン農村同盟の態度について最終的な判断を下し得るには、なお詳細な調査が必要である」と総括している<sup>15</sup>。

そのなかで、一九九六年にイエーナ大学に提出されたドレッセルの修士論文 (未刊行) は、テューリンゲン農村同盟について論じた唯一のモノグラフィである。この研究はバウムの遺稿集を発掘し、興味深い史実を少なからず

らかにしており、その意味で有益である。テューリングン農村同盟のナチスへの態度をドレッツセルは「アンビヴァレント」と評し、その親ナチス的な態度と反ナチス的な態度双方について検討を加えている。<sup>(16)</sup> 彼は、テューリングンの農村住民の主要な部分はテューリングン農村同盟に対して政治的に忠誠を守ったと指摘する一方<sup>(17)</sup>で、一九三三年のヒトラーの首相就任はテューリングン農村同盟内部では「最大級の賛同」を見出したとして、<sup>(18)</sup> テューリングン農村同盟がヒトラーの首相就任を支持したとみなしている。ここでは、ナチスの浸透を受けなかったテューリングン農村同盟が、にもかかわらずヒトラーの首相就任を支持したということになる。彼の研究ではこの理由が明らかにされていない。果たして、彼のいうようにテューリングン農村同盟はヒトラーの首相就任を支持したのか、もまたここでの問題にしよう。ナチスの浸透をテューリングン農村同盟が受けなかったという指摘は、一九九八年に出版された全国農村同盟に関するメルケニツヒのモノグラフィ<sup>(19)</sup>においてもなされている。しかし、メルケニツヒの分析は主に一九三一年一二月までの分析であり、それ以降テューリングン農村同盟はナチスの浸透を受けたのかどうかは不明である。

これまでの研究史をまとめるならば、テューリングン農村同盟とナチスとの関係については、テューリングン農村同盟の親ナチス的な態度を強調する立場とその反ナチス的な態度を強調する立場、さらにはその「アンビヴァレント」な態度を強調する立場があることがわかる。本稿では、テューリングン農村同盟のナチスに対する「アンビヴァレント」な態度を前提としつつも、むしろその反ナチス的な態度に着目することにした。本稿と同様に、その反ナチス的な態度に着目した最近の研究では、テューリングン農村同盟が組織内部へのナチスの浸透を或る程度防いでいたことが明らかにされているが、しかし、いかにして、そして何故にそうした状態が生じたのかについては明かにはされていない。また、その状態が一九三三年一月のヒトラーの首相就任時まで続いたのか否かについても曖昧なままである。しかも、テューリングン農村同盟の反ナチス的な態度が一方で強調されつつも、いつまでそうした状態が続いたの



かについても必ずしも明かにはされていない。

こうした研究の現状を踏まえたうえで、本稿では具体的に次の問題について考察していきたい。すなわち、テューリンゲン農村同盟がナチスの浸透を受けなかったのは、なぜなのか。また、その状態はいつまで続いたのか。さらにはテューリンゲン農村同盟がヒトラーの首相就任を支持したのは果たして事実なのかどうか。反ナチスの態度をとりながらもテューリンゲン農村同盟は、結局、強制的同質化 (Gleichschaltung) によってナチスに屈服しこれに同化していくことになるが、その際、誰がそれを推進し、これに対して一般の会員である農民はいかなる反応を示したか。しかもテューリンゲン農村同盟がナチスに同化した際、従来の地方における農業界の権力構造は変わったのか、否か。もし変わったとしたならば、どのように変わったのか、以上である。

最後に、ここで依拠した史料について簡単に述べておこう。本稿で主に利用した史料は、テューリンゲンに存在する六つの州立文書館、とりわけヴァイマルのテューリンゲン中央州立文書館 (Thüringisches Hauptstaatsarchiv Weimar)、アルテンブルク州立文書館 (Thüringisches Staatsarchiv Altenburg)、コータ州立文書館 (Thüringisches Staatsarchiv Gotha)、ルドルシュタット州立文書館 (Thüringisches Staatsarchiv Rudolstadt)、グライツ州立文書館 (Thüringisches Staatsarchiv Greiz) 並びにベルリンの連邦文書館 (Bundesarchiv Berlin) に所蔵されている機関誌 (紙)、地方新聞、州議会議事録、州政府関係文書、農村同盟関係文書、ナチ党関連文書、ドイツ国家国民党関連文書、経済省関係文書、区裁判文書、官憲報告書などである。既に述べたように、当該テーマに関する史料の基盤は依然として貧弱ではあるが、これらの文書館所蔵で、今まであまり知られていなかった関連史料を使用することによって、従来の研究を補いたい。こうした作業を通じて、ヴァイマル共和制末期における「農村部のナチ化」農民のナチ化」という従来のイメージに対する、もうひとつ別のイメージを対峙させることが、本稿のささやかな目

表1 テューリンゲンにおける農業経営規模別階層の農用地面積比（1927年）

経営階層	農用地面積比
2ヘクタール以下	9.9%
2-5ヘクタール	14.0%
5-20ヘクタール	44.9%
20-50ヘクタール	16.8%
50-100ヘクタール	5.4%
100ヘクタール以上	9.0%

出典：Die Thüringische Landwirtschaft, hrsg.v.Dr.Wilmanns, W., Jena 1933, S.VIII.

的である。

## 二 ヤング案反対闘争からバウム＝フリック内閣へ

ここでまず、テューリンゲンの農業経営について簡単に言及しておこう。テューリンゲンは「農民の邦（くに）」（Bauernland）と呼ばれるように、農業だけで生計が営めるとされる経営規模が二ヘクタール以上の独立自営の農民が、農業経営の中心であった。各経営階層が占めるテューリンゲンの農用地面積比について言及すれば、表1のようになる。

表1から明らかのように、経営階層別に見れば、五―二〇ヘクタールの中農民が四四・九%、二―五ヘクタールの小農民が一四・〇%の農用地面積比を占めており、二―二〇ヘクタール規模の中小農民が全体で五八・九%の農用地面積比をテューリンゲンでは占めていたことがわかる。テューリンゲンが「農民の邦」と呼ばれる所以である。確かに、テューリンゲンでは二―二〇ヘクタール規模の中小農民が、農用地面積比において全体の約五分の三を占めており、彼らが農業経営において中心的な存在であったことがわかる。

次に農業経営規模別にみた各階層の農業経営数を見てみよう。データはやや古いが、表2から明らかのように五―二〇ヘクタール規模の中農民の経営数が約三万件で、二

表 2 テューリンゲンにおける農業経営規模別階層の経営数 (1907 年)

経営階層	経営数
2ヘクタール以下	99998 (62.4%)
2-5ヘクタール	24686 (15.4%)
5-20ヘクタール	30465 (19.0%)
20-100ヘクタール	4853 (3.0%)
100ヘクタール以上	390 (0.2%)

出典：Thüringen. Kultur und Arbeit des Thüringer Landes, hrsg.v.Becker, Carl/Erwin Stein, Berlin 1927, S.129.

一五ヘクタール規模の小農民が約二・五万件であった。ここから、テューリンゲンにおいては二―二〇ヘクタール規模の中小農民の経営数が約五・五万件であったことがわかる。これに二〇ヘクタール以上の農業経営数である約五千件を加えると、二ヘクタール以上の農業経営数は約六万件となる。

テューリンゲン農村同盟自身の説明によれば、<sup>(20)</sup>経営規模が二ヘクタール以上である農業経営者は当時約六万人であったという。この数字は表2で示した農業経営数とほぼ合致する。しかも、そのうち三分の二以上、すなわち四万人以上がテューリンゲン農村同盟に組織されていたという。事実、設立当時のテューリンゲン農村同盟の正会員数は約四万人足らずであり、<sup>(21)</sup>経営規模が二ヘクタール以上である農業経営数約六万件のうち、二〇ヘクタールまでの中小の農業経営数が約五・五万件で約九割を占めていたことを考えれば、会員の大部分は経営規模が二ヘクタールから二〇ヘクタールまでの中小の農業経営者であったことがわかる。当時の農業調査によると二ヘクタールから二〇ヘクタールの農業経営者の場合、基本的に家族経営であったことが報告されており、<sup>(22)</sup>この意味でテューリンゲンの農民は、二―二〇ヘクタール規模の家族経営を中心とするものが主体であったといえるし、テューリンゲン農村同盟もまた、こうした中小農民の利害を代表する農業利益団体であったことがわかる。

テューリンゲン農村同盟は、そもそも一九一八年の革命に際して、革命による土地の没収を防止し、自分たちの農地を維持するために各農村で農民によって自発的に結成さ

れた反革命的な団体が一九一九年に大同団結して結成したものであった。<sup>(23)</sup> そこでは、戦時ならびに革命下における統制経済（Zwangswirtschaft）への拒否及び国家による農業経営への介入の断固たる拒否が、さらには「自由な土地に基づいた強固な自由農民を維持するための闘争」（Kampf um die Erhaltung eines starken, freien Bauerntums auf freier Scholle）がテューリンゲン農村同盟の重要な基本理念とされた。<sup>(24)</sup> 家族経営を基礎とするテューリンゲンの中小農民の経済的自立性は、テューリンゲン農村同盟の政策にも反映され、そこでは「農村同盟の政治的自立」（die politische Selbstständigkeit des Landbundes）<sup>(25)</sup> が強くうたわれた。その結果、一九二〇年の州議会選挙においては、テューリンゲン農村同盟は独自の候補者リストを出して一三万票（二〇％）を得て、一一議席を獲得し、一九二四年の二度にわたる国会選挙においても独自の候補者を出して二名を国会に直接送り出していた。<sup>(26)</sup>

テューリンゲン農村同盟は農業利益団体として全国農村同盟に属しながらも、これまで見てきたように、政治的自立性が強く、州議会ならびに国会に独自の議員を送り出すほどであった。

さて、一九二六年から二七年にかけての農業恐慌の発生は、テューリンゲン農業にも影響を与え始め、地理的・地質的制約から酪農・畜産が主流であった農業経営に、<sup>(27)</sup> 一九二五年の関税自主権の回復とともになされた最恵国条約による「通商条約体制」（Handelsvertragssystem）<sup>(28)</sup>のもと、安価な外国産の酪農・畜産品はテューリンゲン農業にも打撃を与えることになった。中小農民の現金収入の約六割は、酪農・畜産関係からのものであった。<sup>(29)</sup> こうした状況のなかで一九二八年二月にテューリンゲンでもいわゆるラントフォルク運動が勃発する。従来、このルドルシュタット（Rudolstadt）という小都市でなされた農民大集会は、従来ラントフォルク運動がテューリンゲンに波及したものとしてシュレスヴィツヒ・ホルシュタインでのそれと同列に論じられてきたきらいがあるが、<sup>(30)</sup> 実際はそれとは大きく異なる。これは、テューリンゲン農村同盟によって徹底的に計画された農民の大集会であり、しかも税務署の前で税率

の引き下げを求める、徹頭徹尾組織されたデモであり、いわゆる自然発生的な農民運動ではなかった。<sup>(31)</sup> テューリンゲン農村同盟のもうひとつの目的は、この農民大集会をヘッセンやハノーファー (Hannover) の農村同盟と農村住民党を新たに結成するための準備大会として利用することでもあった。<sup>(32)</sup>

確かに一九二六年以降の農業恐慌は、地方の農村の状況を社会経済的に揺さぶるものであったが、政治的に揺さぶることになったのは、一九二九年のヤング案反対闘争であった。<sup>(33)</sup> この反対闘争にテューリンゲン農村同盟も一九二九年の八月に参加するが、しかし、いち早く七月の段階から積極的に農村においてヤング案反対のアジテーションを行っていた政治勢力が、他ならぬナチスであった。フリッツ・ザウケル (Fritz Sauckel) のもと、ようやく党を再建したガウ・テューリンゲンのナチスは、ヤング案反対のアジテーションを積極的に都市部だけでなく、農村部においても展開していた。<sup>(34)</sup> その際、五月の国会選挙戦において既に展開していたテューリンゲン農村同盟への批判を農村でさらに継続し行っていたのである。<sup>(35)</sup> これに対して既に一九二九年の五月の段階からテューリンゲン農村同盟はその都度機関誌上において、ナチスを「社会主義の政党」並びに「労働者の政党」として反批判していたのであった。<sup>(36)</sup>

ギースの論文以来、ナチスの農民獲得運動が組織的に本格化するのには、一九三〇年の秋以降とされてきたが、<sup>(37)</sup> ここテューリンゲンではヤング案反対闘争において、既に積極的に農村でのプロパガンダ並びに農民獲得の運動がなされていたことは興味深い。それに対して、テューリンゲン農村同盟は危機感を募らせ、いち早くこれに対抗して機関誌上でナチスを「社会主義の政党」として積極的に批判していたことは、その後のテューリンゲン農村同盟とナチスとの関係を考えるうえで重要である。統制経済を「国家社会主義」 (Statsozialismus) と捉えるテューリンゲン農村同盟にとって、いかなる社会主義も「自由な土地に基づく自由農民の維持」のために拒否されなければならなかったのである。ヤング案反対闘争を契機として既にナチスが農村において進出しており、それに対していち早くテューリ

ンゲン農村同盟が反応して、ナチスを「社会主義」とみなし批判していたという事実並びに農村部における両者の競合関係をここではまず確認しておこう。

既に記したように、ガウ・テューリンゲンのナチスが積極的にヤング案反対闘争を一九二九年七月から農村部や都市部において展開する一方で、八月中旬になってようやく他のナショナルな団体や右派政党の間で、テューリンゲンにおいてヤング案反対闘争のための共闘関係を構築しようという機運が高まってくる。そのイニシアティブをとったのが、テューリンゲンの鉄兜団 (Der Stahlhelm) であつた。鉄兜団はヤング案反対のための右派勢力結集のために、八月一四日にヴァイマルにおいてテューリンゲン農村同盟とドイツ国家国民党などと協議を行つた。<sup>(39)</sup> その結果、ヤング案に反対するための国民誓願運動 (Volksbegehren) を支持するための共闘が、テューリンゲン農村同盟、ドイツ国家国民党そして鉄兜団の間で成立することになった。<sup>(40)</sup> これを契機によりやくテューリンゲン農村同盟も遅ればせながらヤング案反対闘争に国民誓願運動という形で参加することになったのである。以上のような合意を受けてテューリンゲン農村同盟は、九月六日ヤング案反対闘争に積極的に関わっていく旨を機関誌上で公表した。<sup>(41)</sup>

こうした状況のもと、テューリンゲンにおいてナチスをも含んだ右派政党の間でヤング案に反対するための「抵抗戦線」(Widerstandfront) が、州議会内で九月二八日に成立する。この「抵抗戦線」についてテューリンゲン農村同盟は機関誌上において次のように報じている。

「テューリンゲンにおける抵抗戦線

ヴァイマルにおいて水曜日(九月二八日)に、農村住民党、経済党(Wirtschaftspartei)、ドイツ国家国民党とナチ党とのメンバーとの間で会談が行われた。上記の諸政党によってテューリンゲンの州議会内で提出された以下の動議が、この会談の成果である。

『州議会は以下のことを決議することを欲す。すなわち、ハーグ協定（パリの賠償計画）の採択に関するライヒ政府の法案に対して、州政府は、ライヒ参議会において反対票を投じることが委託される。』<sup>(42)</sup>

こうして州議会内においてテューリングン農村同盟とナチスとの間でヤング案反対闘争をめぐる共闘関係が成立したのであった。議会内においてナチスとテューリングン農村同盟との間で共闘関係が成立する一方で、議会外においてはナチスやテューリングン農村同盟によるヤング案反対のための国民誓願運動が積極的に展開されるが、既に述べたように、農村部での両者の競合もまた継続してなされていた。すなわち国民誓願運動への協力並びにヤング案反対のための州議会内での共闘という関係は、農村部における両者の競合を妨げるものではなかった。こうした共闘と競合といった関係のなかで展開された国民誓願運動は、テューリングンにおいて一八四、一六九もの署名を獲得し、ヤング案に調印した政治家らの処罰をも要求した「解放法案」(Freiheitsgesetz) が国民投票 (Volksentscheid) にはかられることになったのであった。<sup>(44)</sup>

さて、一九二九年一月二月には国民投票と並んで州議会選挙もなされ、農村部における票をめぐるテューリングン農村同盟とナチスとの競合もまた一段と激化していた。その結果、テューリングン農村同盟は五三議席中、九議席（得票率一六・四％）を獲得し、州議会内第二党の地位を確保する一方、ナチスは六議席を獲得した。<sup>(45)</sup> 従来テューリングンの州政府は右派のブルジョア政党の連立によって担われてきたが、ドイツ社会民主党並びにドイツ共産党を除くブルジョア諸政党で過半数の議席を確保するにはナチスの六議席が必要不可欠であった。そこで、ヤング案反対闘争を契機に曲がりなりにも成立していた州議会内でのナチスとの共闘関係を背景として、議会内第二党のテューリングン農村同盟がイニシアティブをとって、右翼連立内閣樹立のためにナチスを政権に入閣させることになった。<sup>(46)</sup> こうして一九三〇年一月二三日、ドイツ史上初めて、州レベルでナチス（フリック [Wilhelm Frick] 並びにマーシユ

ラー [Fritz Marschler] が政権に加わることになったのであった。<sup>(47)</sup> その際、ナチスとの同盟を模索したが、議会外の農村部においては競合関係にあったテューリンゲン農村同盟であった点は重要である。しかし、このナチスとの同盟によるバウム＝フリック内閣の成立はテューリンゲン農村同盟とナチスとの同盟の始まりではなく、同盟の終わりの始まりともいえるものであった。

### 三 テューリンゲン農村同盟とナチスとの同盟と競合

一九三〇年の五月の段階からナチスは、同盟の相手であるテューリンゲン農村同盟を激しく批判するプロパガンダを各農村において展開する。そこにおいてナチスはテューリンゲン農村同盟を「階級の敵」として攻撃し、それに対抗してテューリンゲン農村同盟はナチスの綱領を「社会主義的綱領」とみなし、「自由なる農地に自由なる農民！」(Freien Bauern auf freier Scholle!) というスローガンを強調した。一九三〇年七月に国会が解散されて、選挙戦が勃発すると両者の競合は激しくなった。テューリンゲン農村同盟は農村住民党を一方的に支持したが、結果は、テューリンゲンにおいて農村住民党は一〇八、九八七票(一一・八%)を獲得したが、ナチスは一七九、六六〇票(一九・五%)を獲得した。農村住民党は一九二九年の一二月における州議会選挙と比べて、二三、〇〇〇票ほど喪失したのであった。<sup>(48)</sup>

ナチスによる農村進出においてこの時期重要な役割を演じたのは、村の居酒屋と村学校の教師であったようである。この間の選挙戦を総括したテューリンゲン農村同盟の機関誌に掲載されたヴァイマルの支部からの報告は興味深い。



「我々は、なぜテューリンゲン農村同盟が我が村にいたるたくさん(49)の教師たちの、党利党略的な活動に関わる態度に對して、何ら措置をこうじなかつたのか、不思議でならない。教師が自分が正しいと思う政治的意見をもつのは当然のことだ。しかし、忠実な農村同盟員で、歳食つた我々農民には、教師がとくにナチスのために行うその宣伝のやり方が、だんだんと悩みの種になってきている。(……) 我々のところでは、たくさん(49)の教師たちが今ではいつも居酒屋 (Gastwirtschaft) に入り浸つて、ナチスのためにアジテーションを行つてゐる。学校に通つてゐる生徒を子供に持つ農民がいるが、彼らは、子供たちの身に何も起こらないように、教師のご機嫌をとるためにもナチスびいきであらねばならないと考へてゐる。いづれにせよ、そうした向こう見ずなナチの教師らを通じて平和と民族共同体が我が村にもたらされるようなことはないのだ。」

ナチスの農村への進出の一端がここからも垣間見られよう。

既に述べたように、ナチスの農民獲得運動が全国規模で組織的に本格化するのには、一九三〇年の秋以降である。

R・ヴァルター・ダレー (R. Walther Daré) によつて、農村同盟を「内部から征服する」ないしは「きれいにする」という方針が出され、テューリンゲンにおいても、ナチスは農村でのアジテーションと並んで農村同盟員の獲得とそれによつて「内部から」テューリンゲン農村同盟を征服しようと試み始めるのである。<sup>(50)</sup> こうした方針は当初極秘であつたはずであつたが、実は興味深いことにテューリンゲン農村同盟はこの方針を翌一九三一年一月に機関誌上においてすつば抜いて、これに對して警告を発するとともに、各地域の幹部たちの集まりで最高議決機関でもある代表者會議 (Vertrauensmännerversammlung) の名のもとで、すべての会員に對して、テューリンゲン農村同盟に對する忠誠義務を要求したのである。<sup>(51)</sup> 以降、この会員に對する忠誠義務は、拘束力を持ち、テューリンゲン農村同盟並びにその指導者に對して敵對行動をとつた会員は除名されることになつた。この会員に對する忠誠義務こそが、結果的に

いえば、ナチスのテューリングン農村同盟への浸透を抑える、制度上における重要な役割を演じることになるのである。

事実、ダレーの側近でガウ・テューリングンのナチスの農業専門顧問 (Landwirtschaftlicher Fachberater) であるルドルフ・ポイカート (Rudolf Peuckert) は、元々青年農村同盟の会員であったが、一九三一年一月に「農村同盟の指導者に対する反抗並びに冒瀆によって」除名されているのである。<sup>(52)</sup>

こうした状況において一九三一年三月三十一日にドイツ社会民主党の不信任決議案がドイツ国民党 (Deutsche Volkspartei) の協力によって成立し、その結果、州政府は退陣し、<sup>(53)</sup> テューリングン農村同盟とナチスとの州政府レベルでの同盟は終焉を迎える。ナチスはその責をテューリングン農村同盟に求めて「最も激しい闘争」を宣言し、<sup>(54)</sup> これ以降、ナチスによるテューリングン農村同盟への攻撃はさらに激しさを増すことになる。

こうしたナチスとテューリングン農村同盟との競合は、一九三一年一月における農業会議所の選挙戦において一つの頂点を迎える。従来の研究において、ナチスはこの農業会議所選挙での勝利を通じて農村同盟内への浸透を一層強めることになったことが強調されている。<sup>(55)</sup> 確かに、ナチスは農業会議所での勝利を通じて全国農村同盟内部での発言力を強めて、それによって、全国農村同盟の第四議長のポストを新設させてこの掌握に成功したのは事実である。<sup>(56)</sup>

しかし、テューリングンにおいては、結果的には、ナチスは大敗しているのである。この選挙においてテューリングン農村同盟は「農業会議所を州議会にするな」というスローガンのもと、農業に関する専門的知識を有する農村同盟系の候補者を農業会議所のメンバーに選ぶように再三再四訴えている。<sup>(57)</sup> その結果、テューリングン農村同盟は、七五議席 (六三・五%) を獲得し、その一方で、ナチスは三六議席 (三六・〇%) にとどまった。その際、ナチスがテューリングン農村同盟の票より上回った選挙区はアルテンブルク (Altenburg) という大土地所有者が農用地面積

比において高い比率を占めている地域と、アルンシュタット (Arnstadt) という零細農民が農用地面積比で高い比率を占めていた地域であった点は、テューリンゲン農村同盟が中小農民主体の利益団体であったことを考えれば、とりわけ興味深い。

各地域の農村同盟内でのナチスによる浸透を背景として、一九三一年一月以降なされた各州での農業会議所選挙でナチスは勝利し、これを通じてナチスはさらに全国農村同盟内への浸透を一層強めた、と従来の研究ではいわれ、こうしたイメージが形成されてきたが、テュトリンゲンに関していえば、このイメージは当てはまらない。この時点においてもテューリンゲン農村同盟は確かにナチスによる組織への浸透をくい止めていたといえよう。また、農業会議所の選挙権は農場所所有者並びに農業経営者にしかなく、農民青年や農業労働者並びに奉公人にはない。その意味でも農業会議所選挙でのテューリンゲン農村同盟の圧倒的勝利は、テューリンゲンの地主経営者でもある農民が、ナチスに対して当時一線を画していたことを示すといえる。

こうした状況において、大統領選挙戦が繰り広げられることになる。そこにおいてテューリンゲン農村同盟は政治的に独自の路線をとることになるのである。以下ではその過程について概観していこう。

一九三二年三月一三日に大統領選挙がなされることになったが、農村住民党がヒンデンブルク支持を打ち出す一方で、<sup>(58)</sup>テューリンゲン農村同盟はこれには同調せずに、鉄兜団やドイツ国家国民党と並んで、鉄兜団の第二団長であるデュスターベルク (Theodor Duesterberg) を支持した。<sup>(59)</sup>その一方で、テューリンゲン農村同盟は「ヒトラーを選ぶものは、社会主義を選ぶ」というスローガンのもと、選挙戦を展開した。<sup>(60)</sup>当時のテューリンゲン農村同盟とナチスとの関係について、ナチスのロベルト・ライ (Robert Ley) は、次のように報告している。

「テューリンゲンの民族社会主義には、主要な敵として社会民主主義者と農村住民党がいる。中央党やその他のプ

ルジョア政党並びに共産主義はテューリンゲンにおいては副次的な役割しか演じていない。(……) 奇妙なのは、(……) 今日においても農村住民党がなおも非常に強大なことである。<sup>(61)</sup>」

この時期におけるテューリンゲン農村同盟内部における反ナチ的な雰囲気について、或る地方の郡農村同盟幹部は或るナチ党員である全国農村同盟幹部への密告において次のように報告している。

「既に貴兄に申し上げましたように、私は今やナチ党員です。こうした移籍は南テューリンゲン全土にわたって影響を及ぼしました。その結果非常にたくさんの方々が農村同盟から脱退したがつています。私は新聞紙上で、引き続き私が全国農村同盟の会員でテューリンゲン農村同盟の幹部であることを公言しました。というのは、テューリンゲンでは農村同盟の指導者は同時に農村住民党の指導者でもあるからです。そしてナチ党は農民には原則的に認められてはいないのです。

テューリンゲンで根本的な変革がなされなければならないのなら、農民はそれを理解するでしょう。しかしながら、農村同盟の会員であると同時にナチ党の党員であることはとても難しいことなのです。<sup>(62)</sup>」

テューリンゲン農村同盟内では、ナチ党員となってそのまま団内にとどまることが困難であった雰囲気は垣間見られる。

一九三二年三月一三日における大統領選挙では、テューリンゲン州全体で、デュスターベルクは一三〇、一八九票（二三・二％）、ヒンデンブルクは三四三、二三六票（三四・七％）、ヒトラーは三三三、四二二票（三三・七％）で、誰も過半数をとることができず、結局第二回投票へと持ち越されることになった。<sup>(63)</sup> シュタットローダ (Stadroda) 並びにルドルシュタットという地区ではデュスターベルクがヒトラーをわずかながら上回っていた。ここでは、中小農民の勢力がとりわけ強い地域であったことは興味深い。

さて、第二回投票をめぐって、全国農村同盟がヒトラー支持を表明する一方で<sup>64</sup>、テューリンゲン農村同盟は全国農村同盟の決議並びに中央の指導部を激しく機関誌上で非難し、「全国農村同盟の決議は社会主義者である候補者への党利党略的な支持表明を意味する」と公然と批判した<sup>65</sup>。そして、テューリンゲン農村同盟は、ヒンデンブルク支持を打ち出した<sup>66</sup>。第二回の大統領選挙戦では、テューリンゲン農村同盟はさらに激しくナチス、とりわけヒトラーを攻撃するのである。テューリンゲン農村同盟はヒトラーの大統領就任を「ヒトラー独裁」とみなし、「社会主義の大統領などまっぴら御免」、なぜなら「社会主義は農民の敵」だから、というキャンペーンを展開した<sup>67</sup>。ここでも再度彼らは、ヒトラーの社会主義的側面を強調したのである。

こうしたテューリンゲン農村同盟の反ナチスの態度を当時のナチスは次のように評している。

「テューリンゲン農村同盟は決議でなされた次のような主張に基づいて、反ヒトラーの選挙戦を行ってきたのだ。すなわち『社会主義はいかなる形であれ、われわれ、自らの農地によって立つあらゆる自立農民にとっての、墓堀人である』と。これらすべては、テューリンゲン農村同盟がアドルフ・ヒトラーをテューリンゲンの農村住民のなかでおとしめようという、一見にして明らかなき意図のもと、なされているのだ。アドルフ・ヒトラーの社会主義をマルクス主義の一種としてみなすことは、我々が総統を最もおとしめることになる<sup>68</sup>」

一九三二年四月一〇日になされた選挙ではヒンデンブルクが多数を制したが、テューリンゲン州では、ヒトラーが四二七、五八三票（四五、〇％）を獲得し、ヒンデンブルクの三九二、四五〇票（四一、三％）を上回った<sup>69</sup>。こうした選挙結果を受けてテューリンゲン農村同盟は以下のようなコメントを発表した<sup>70</sup>。

「ヒンデンブルクの勝利は、彼個人の勝利であり、また、とりわけヒトラーのような社会主義政党の党指導者擁立に反対する抵抗である。」

パーペン内閣が成立した一九三二年六月以降、農業恐慌が一層過酷なものになり、さらには外国産農産物の輸入割当制の導入をめぐる問題が当時の政策課題に登場するや、<sup>(71)</sup>テューリングン農村同盟の主要な敵は、ナチスだけではなく、輸入割当制の導入を阻む工業界、特に重工業界を含む輸出産業界となっていた。しかも、一九三二年七月における国会選挙並びに州議会選挙をめぐって、テューリングン農村同盟は農村住民党と関係を断絶し、国会選挙では再び彼ら独自の候補者リストを作成し、ナチスにも他のブルジョア政党にも合流することなく、その政治的自立性を維持した。<sup>(72)</sup>この時期におけるテューリングン農村同盟についてガウ・テューリングンのナチスは報告書の中で、次のように報告している。

「テューリングンは主として農業地域である。(……)現にテューリングンは農村住民党の故郷であり、この政党がテューリングンでは大統領選挙まで、たとえそれを契機としてバラバラになったとしても、政治生活において絶大な権力を有していた。それ故、ナンバー・ツーの農民候補者を当確ラインまでもつてくることは、政治上絶対に必要である。こうした措置はテューリングンにおける先の大統領選挙での決定的ともいえる農民票を確保し、かつさらに新たな票を獲得する前提である。」<sup>(73)</sup>

ここでいう農村住民党が実際にはテューリングン農村同盟そのものを指すことを考慮するならば、この時期までテューリングン農村同盟はナチスにとって農民票を奪い合う主要な政敵であり、政治的自立性を依然として保っていたことがわかる。

一九三二年の七月の国会選挙ではテューリングン農村同盟は、五四、五九三票（五・七％）も獲得し、一人を国会に送り込むことに成功した。州議会では七七、六七八票（八・三％）も獲得し、中小農民主体の八つの選挙区で一〇％以上を獲得した。<sup>(74)</sup>同時になされた州議会選挙で八・三％も獲得したことは、テューリングン農村同盟がなおも農

民の支持を得ていたことを示すものといえよう。また、同時になされた国会選挙と州議会選挙で州議会選挙の方が約三%ほど得票率を上回ったということは、テューリンゲン農村同盟支持者の投票行動が決して単純なものではなく、少なくとも三%はテューリンゲン農村同盟を全国レベルでは支持しないが、州レベルでは支持するといった二重の基準があつたことがわかる。ここからもテューリンゲン農村同盟支持者の帰属意識の多様性を指摘できよう。

一九三二年秋以降、テューリンゲン農村同盟はナチス批判よりも、政府の通商政策批判にその重心を移すこととなる。<sup>(76)</sup> 一月の国会選挙においては、従来のナチス批判は影を潜め、むしろヴァイマル政党制そのものへの攻撃がなされる。<sup>(76)</sup> そのでのスローガンは「政党など排除せよ！」(Weg die Parteien!)<sup>(76)</sup> であつた。その代わりに職能身分による代表制を主張していた。選挙の結果、五九、四九四票(六・五%)<sup>(77)</sup> 獲得し、その政治的自立性を保つとともに、支持票も若干増やすことに成功した。テューリンゲン農村同盟の会員数が約四万人であつたことを考慮すれば、基本的にテューリンゲン農村同盟はヴァイマル末期においてその基礎票ともいえる四万票を選挙で下回ることにはなかつた、といえる。確かにドレッセルがいうように、テューリンゲン農村同盟の支持者は組織に対する政治的忠誠を選挙では保持していたとはいえるであろう。<sup>(78)</sup> その一方で、ナチスはテューリンゲンにおいて約八万票も喪失した。

一九三二年一二月に農産物価格がテューリンゲンにおいても最低を記録するや、<sup>(79)</sup> テューリンゲン農村同盟は複数の通商条約の破棄と輸入割当制の導入を、新たに組閣されたシュライヒャー政府並びに全国農村同盟に対して要求する。<sup>(80)</sup> さらに、一九三三年一月には、テューリンゲン農村同盟は中小農民主体の他の農村同盟と会議を開き、酪農畜産物はじめとした農産物の保護を政府が早急に行うように、全国農村同盟指導部が仲介するよう要求していたのである。<sup>(81)</sup> シュライヒャー内閣の失脚の要因ともなった全国農村同盟指導部によるシュライヒャー政府への激しい政府批判の背景には、テューリンゲン農村同盟をはじめとした中小農民主体の農村同盟の下からの圧力が存在していたのである。

#### 四 強制的同質化過程におけるテューリンゲン農村同盟

さて、こうした危機的な経済状況において、一九三三年一月三〇日にヒトラーが首相に就任した。そもそもヒトラーの大統領就任はヒトラー独裁を招くとして、さらには社会主義者ヒトラーの大統領就任など「まっぴら御免」と彼が政治的指導権を掌握することに対して反対してきたテューリンゲン農村同盟はいかなる態度を示したのであるか。一九三三年二月一日にテューリンゲン農村同盟はその機関誌上においてヒトラー内閣についてのコメントを発表した。それによると次のような内容であった。

「シュライヒャー内閣の失脚は、この間の出来事からすれば、何ら驚きはない。少し前、ハルツブルク戦線が接近しているということを耳にはしたが、それにもかかわらず、ヒトラーの首相就任は一つの驚きである。(……) 祖国を愛し、マルクス主義には同調しないドイツ人すべてが、再建とドイツの名誉並びにその防衛のために達成せねばならない目標こそが、内部での力強い結束を伴ったあらゆるナショナルな諸団体の統合であった。一党による統治は、ドイツにおいては、決して長続きはしないであろう。あらゆる行為やあらゆる部門の占有は、国家のためにこそなされねばならない。そこでの行為や部門の占有によって党利党略的な印象が生じるようなことがあってはならない。それこそが、農村同盟の思想なのだ。こうした意味において我々は、常に望み続けたナショナルな統合を深く心より歓迎するものである。」<sup>(82)</sup>

ここで興味深いのは、テューリンゲン農村同盟はヒトラーの首相就任を「一つの驚きである」と述べ、しかもナチスによる一党支配に対して警告を発していることである。また、確かにヒトラー内閣を歓迎してはいるものの、それ



は、その構成がナチス一党による部門の独占ではなく、ナショナルな諸勢力の統合による内閣の構成、すなわち内閣の右翼による連合体的性格を歓迎しているのであって、決してヒトラーの首相就任そのものを支持している訳ではない点に注意しなければならない。ヒトラーの首相就任とナショナルな統合による右翼連立内閣の成立とは必ずしも同じではないのである。以上から、ドレッセルのようにヒトラーの首相就任がテューリングン農村同盟内部で「最大級の賛同」を見出した、という結論を導き出すには明らかに飛躍がある。<sup>83</sup>

事実、このようにヒトラーの首相就任を「一つの驚きである」と評し、かつナチスの一党支配に対して警戒するテューリングン農村同盟は一九三三年三月の国会選挙においては、ナチスではなく、ドイツ国家国民党や鉄兜団そしてパーペンら保守勢力が作った「黒白赤戦線」(Kampffront Schwarz = weiß = rot)に加わった。しかもこの選挙リストにテューリングン農村同盟は、その同盟員である六名の名前を盛り込んだのであった。<sup>84</sup>選挙の結果は、テューリングンにおいて「黒白赤戦線」は一二五、九五三票(一一・四%)を獲得した。その一方で、ナチスは四八三、〇二六票(四七・六%)を獲得した。<sup>85</sup>テューリングン農村同盟はこの選挙結果を「国民的勝利」(Nationaler Sieg)と位置づけた。<sup>86</sup>

この「国民的勝利」を背景に一九三三年三月二三日に全権委任法がライヒ議会において可決されるや、確かにテューリングンにおいても、ナチスによる一党支配並びにナチス以外の政治団体や議会の解散を求める声や、市町村レベルでナチ黨員によって叫ばれてくる。しかし、こうした例はわずかながら史料的に確認できるにすぎない。<sup>87</sup>にもかかわらず、この時期テューリングン農村同盟は、それまでの反ナチないしはナチスとは一線を画してその政治的自立性を保つという態度を、その指導部並びに地方の幹部の方から一方的に放棄し始めるのである。残存する史料から判断して、テューリングン農村同盟は、ポメルンにおけるドイツ国家国民党のように、<sup>88</sup>ナチスによって暴力的な攻撃

を受けてもはや組織としての存立が困難、といった状態にはなかつたようである。また、テューリンゲン農村同盟内部にナチスが浸透して、ついに指導部がナチスに征服されたというわけでもない。ところが、それまでナチスの内部への浸透を積極的にくい止めてきたはずのテューリンゲン農村同盟指導部並びに地方幹部の方が、この時期、それまでの態度を一変しナチスへの同化政策を積極的に押し進めるのである。しかしながら、その直接的な理由については残念ながら現在の史料状況では不明である。恐らくは、彼らの機会主義的ないしは日和見的な態度から由来するとも考えられるが、ここでは、彼らがこの時期いきなりナチスの諸要求に一方的に屈服していったことを、まずは確認しておこう。

こうした状況において、ついにガウ・テューリンゲンのナチスはテューリンゲン農村同盟に書簡を送り、そこにおいて農村同盟が議会に自らの代表を送るのを放棄し、さらには自らの政治的団体をも放棄すること、しかもその第一並びに第三議長はナチ黨員によって占められること、各地域の郡農村同盟に至っては、第一議長の少なくとも半分はナチ黨員であること、最後に農業会議所は解散され、ナチスと共同のリストを作成し、選挙を行わないこと、が要求された。<sup>89</sup> こうした一方的な要求に対して、テューリンゲン農村同盟は、「歓迎し」<sup>90</sup> これを受け入れたのである。以上のことは、四月一日付けの機関誌上において公表された。<sup>90</sup> こうしてテューリンゲン農村同盟は瞬く間にナチスの軍門に下つたのである。その結果、テューリンゲン農村同盟の第一議長にナチスの農業専門顧問ポイカートが就任した。ナチスの要求どおり、第一、第三議長はナチスが占め、第二議長はテューリンゲン農村同盟の幹部が残留した。各地域の郡農村同盟も例外なく、最終的に第一議長（正式には郡農民指導者 [Kreisbauernführer]）の地位はすべてナチ黨員によって占められることになった。<sup>91</sup> その際、定款を改訂し、ナチ黨員でテューリンゲン農村同盟を除名になつたものも再入会できるようにした。<sup>92</sup> ナチスのテューリンゲン農村同盟への組織的浸透を防いでいた除名規定をついに

ナチスは撤廃できたのである。

そして一九三三年五月テューリンゲン農村同盟の議員団は州議会において次のような声明を読み上げた。

「テューリンゲン農村同盟は統一事業という点でその政治的使命を果たしたという判断から、一九三三年三月二九日にその政治的中立を公表しました。(……) こうして内部からなされた和解によって、テューリンゲン農村同盟の議員団はこれをもってナチ党の議員団へ併合されるのであります。(ナチス側からブラボー)<sup>(93)</sup>」

こうして一九三三年五月一日、州議会におけるテューリンゲン農村同盟の議員団はついにナチスに併合され、その政治的自立性を喪失し、ナチスに同化されたのである。

しかし、既に述べたように、こうしたテューリンゲン農村同盟のナチスへの同化はその指導部並びに地方幹部のイニシアチブによってなされたものであって、残存する史料から判断するならば、その一般会員からの下からの突き上げによってナチスに屈服したものではないようである。というのは、テューリンゲン農村同盟がナチスによって「占領」<sup>(94)</sup>された後、同盟内部でこれに対する多くの不満が生じていたからである。ここでは、アイゼナツハ(Eisenach)の郡農村同盟の緊急総会の模様を紹介することにしよう。

そこでは、幹部会役員の改選がなされたが、幹部会側が提出したナチス主導の幹部会役員リスト(表3参照)に対して、何人もの会員が異議を唱えて、総会で意見対立が生じたほどであった。とくに何人かの会員が前第一議長のヴァイスステ(Arnold Weiste)なる人物をそのまま留任させるように要求したのに対して、旧来の郡農村同盟の幹部らはナチス主導の幹部会役員リストを支持し、これを認めるように、威圧的に会員に迫っていたのである。幹部会選挙をめぐる総会での紛糾を前にして、留任が決まっていた事務局長であるエーベル(Walter Ebel)なる人物は、幹部会選挙の法的重要性を力説したうえで、次のように語ったという。「同盟に再び定款に沿った秩序だった指導を付

表3 アイゼナッハ郡農村同盟幹部会役員改選リスト

	( ) 内前任者名
第一議長 カール・ハウプト	(アーノルド・ヴァイステ)
第二議長 アーノルド・ヴァイステ*	(アウグスト・ヘルムボルト)
第三議長 カール・ラインハルト*	(アルフレート・ギーゼ)
第一副議長 ブルクハルト・フォン・ボイネベルク	(ハインリッヒ・ホイヒェル)
第二副議長 アルフレート・ギーゼ*	(?・カイザー)
第三副議長 ハインリッヒ・ホイヒェル*	(カール・ラインハルト)
幹部会委員 ?・ヤンソン*	(エミール・ホーマン)
同 ?・フォン・レーマー	(?・ヤンソン)
同 アウグスト・ヘルムボルト*	(アドルフ・キルヒナー)
同 オスカー・ニープリング	(アウグスト・ニーバーガル)
事務局長 ヴァルター・エーベル*	(ヴァルター・エーベル)

出典：Thüringisches Staatsarchiv Gotha, Thüringisches Amtsgericht Eisenach, Nr.16, Bll.33 u.39f. \*の印は幹部会役員留任を指す。

与するためにも、選挙は無条件になされなければならない」と。その後、前第一議長ヴァイステとナチ党員の次期第一議長ハウプト(Karl Haupt)との合意がなされているのかどうかということが争点になり、そこでついにヴァイステが発言した模様である。議事録によると、彼の発言は「彼にとって、農村同盟でポストを担うことではなく、ただ単に仕事に取り組むことこそが肝要」であるという印象を参加者に与えたという。その結果、幹部会役員リストは全会一致で承認されたのであった。<sup>95)</sup>

ナチス主導の幹部会役員の選挙リストをめぐる一般会員と幹部との対立は、各地でも見られた。たとえば、カムブルク(Camburg)といったテューリングン農村同盟の勢力がとりわけ強かった地域では、類似の現象が確認できる。ここでは、幹部会役員リストをめぐる熾烈な対立が繰り広げられた。しかも、役員リストに反対する一般会員が幹部と衝突し、その結果多くの会員がもはや討論に参加せず、幹部に抗議して会場から退場するという事態さえ生じていたのであった。結局、改選リストは紆余曲折を経て、賛成三三、反対二、保留五で承認されたが、当初の出席総数が六〇であったことを考えるならば、半数ぎりぎり承認されたにすぎなかったのである。<sup>96)</sup> 旧来のテューリン

ゲン農村同盟の指導者並びに郡農村同盟幹部がナチス主導下の指導体制を押し進め、これに対して一般会員の農民が反発していたことは、ナチスと農民との関係を考えるうえで、我々に興味深いもうひとつ別の農民像を提示してくれているのである。

## 結

確かに、ナチスによるテューリンゲン農村同盟への浸透並びにそれによる内側からの征服といったナチスの目標を、テューリンゲン農村同盟が強制的同質化によって屈服するまで防ぎ得たのは、その指導者ならびに郡農村同盟幹部である地方の農民エリートが果たした役割は無視できない。彼らが率先して、ナチスの「社会主義性」を強調し、さらには、ナチ党員による農村同盟内部への浸透を防ぐために、会員全員に対して忠誠義務を課したのも大きい。しかし、彼ら地方の農民エリートが、強制的同質化の過程でみせた行動は、逆に彼らこそが、農村同盟のナチスへの同化を押し進めた張本人だったことをも示すのである。それ故、テューリンゲン農村同盟のナチ化という点において、彼ら地方の農民エリートの役割は、二重の性格を帯びていたことが指摘できよう。つまり、テューリンゲン農村同盟組織へのナチスの浸透を防いだのも彼らであるし、またナチスへの同化を推進したのもまた彼らであった、と。しかし、これは時期的に分けて論じる必要がある、一九三三年の三月以降にはじまる強制的同質化以前では、地方の農民エリートはナチスと競合し、その政治的自立性を維持して、ナチスへの屈服を防いできたが、強制的同質化の過程においては自らナチスに屈服し、テューリンゲン農村同盟のナチスへの同化において重要な役割を果たした。この背景には、

彼らの機会主義的・日和見的态度を指摘できようが、何よりも、テューリンゲン農村同盟並びに各地域の郡農村同盟内部の権力構造において、トップの座をナチスに渡しても、自らは新指導体制のもとでは、ナンバー・ツールの位置の確保ないしは幹部会での残留がナチス側によって約束されており、<sup>97</sup>こうした権力構造上のナチス側の配慮も少なからぬ影響があったのではないかと考えられる。それ故、ヒトラー政権初期における地方の農業界の権力関係は、確かに指導権はナチスに握られたものの、基本的には旧来の農民エリートも多くは権力構造から排除されてはおらず、指導権をナチスに委ねる形でのナチスと旧来の農民エリートとの提携関係であったといえよう。テューリンゲンにおいては、ナチスがすべての権力の座を占めたわけでも、旧来の農民エリートがナチスに鞍替えして、顔ぶれは変わらなかったわけでもなく、ナチス指導のもとで両者が提携した関係にあったといえる。

それに対して、一般会員である農民が農村同盟のナチスへの同化に受動的に従ったわけでも黙認したわけでもなく、かなり反発していたことは、彼ら農民の政治的「保守性」を示すとともに、ナチスの「社会主義性」に対する疑念が、中小の農民レベルでは、かならずしも払拭されていなかったことをも示唆しているといえよう。戦時並びにドイツ革命期における統制経済を「国家社会主義」と捉え、「自由なる農地に自由なる農民」といったスローガンのもと、テューリンゲン農民は、或る意味ではこのスローガンに最後まで忠実であったといえるかもしれない。彼らは、自由なる土地を侵しかつ統制経済の悪夢を再現しかねないナチスの「社会主義性」に対して、テューリンゲン農村同盟の終焉まで、懐疑の念を持ち続けたとも指摘できよう。いずれにせよ、ヴァイマル共和制末期におけるテューリンゲン農村同盟の軌跡は、農民とナチスとの関係を考える際、従来シュレスヴィヒ・ホルシュタインだけから抽出された農民像とは、およそ異なるもう一つ別の農民像を我々に示してくれているのである。

しかし、以上見てきたように、テューリンゲンではヴァイマル共和制末期において農民が相対的にナチスに対して

一線を画していたとすれば、一体農村部ないしは農村での誰がナチスを支持していたのか、が問題となる。テューリゲンにおいても、農村部におけるナチスの選挙での躍進ぶりは目を見張るものがあるが、地主経営者である中小農民がその主たる支持基盤ではないとすれば、考えられるのは、地主経営者ではない青年農民や農婦及び兼業の零細農民の他に、農民以外の農村住民、例えば農業労働者、奉公人、職人、失業者、村の工場労働者ということであろう。これまで「農村部のナチ化」＝農民のナチ化」というように農村部でのナチスの躍進をそのまま無批判に農民のナチス支持とみなしてきた従来の視角こそが相対化されなければならない。この意味で、「農村(部)」「農民」といった考えに基づいた「農村部のナチ化」＝農村のナチ化」といった三位一体的な捉え方を、或る程度、相対化することがここでのささやかな目的の一つであったが、以上のことを最後に強調して本稿を締めくくりにしよう。

\*本稿は、筆者が一九九八年九月に日本学術振興会に提出した『(平成八年度)海外特別研究員最終報告書』所収の、Kumano, Naoki: Der Thüringer Landbund in der Endphase der Weimarer Republik. Unter besonderer Berücksichtigung seines Verhältnisses zur NSDAP, zum Reichs-Landbund und zur Christlich-nationalen Bauern- und Landvolkpartei (Maschienschrift: 178 Seiten + XXVII) に基づき、その一部を加筆・訂正し、訳出したものである。この場を借りて、日本学術振興会並びに関係者各位に厚く御礼申し上げます。

(1) もっとも最近では、ナチスの投票者が一部には労働者層にもおおよそ国民政党的広がりをもっていったことが指摘されているが、農民が支持基盤の一つであったことは依然として共通の了解である。参照、木村靖二・山田欣吾・成瀬治編『世界歴史大

- 系ドイツ史 3』山川出版社、一九九七年、一八一頁。
- (2) ルドルフ・ヘベルレ (中道寿一訳) 『民主主義からナチズムへ—ナチズムの地域研究—』(新装版) 御茶の水書房、一九八九年。
- (3) わが国の最近の代表的な研究をあげると、中村幹雄『ナチ党の思想と運動』名古屋大学出版会、一九九〇年、豊永泰子『ドイツ農村におけるナチズムへの道』ミネルヴァ書房、一九九四年。シュレスヴィヒ・ホルシュタインにおける農民ではなく、農業労働者についての最新の研究については、足立芳宏『近代ドイツの農村社会と農業労働者—へ土着—とへ他所者—のあいだ—』京大学術出版会、一九九七年を参照。この作品では「農村—農民」といった従来の分析視角が相対化されており、本稿は多くの示唆を同書から得ている。
- (4) 例えば、ニーダーザクセン州におけるナチスと農民との関係については、Munkel, Daniela: *Nationalsozialistische Agrarpolitik und Bauernalltag*, Frankfurt a.M./ New York 1996がある。ポメルンについては、Baranowski, Shelley: *Convergence on the Right. Agrarian Elite Radicalism and Nazi Populism in Pommern, 1928-33*, in: Jones, Larry Eugene/James Retallack: *Between Reform, Reaction and Resistance. Studies in the History of German Conservatism from 1789 to 1945*, Providence/Oxford 1993, S.407-432; Dies: *Continuity and Contingency: Agrarian Elites, Conservative Institutions and East Elbia in Modern German History*, in: *Social History*, vol.12 (1987), S.285-308. 並びに伊集院立「ドイツ農村の変容とナチス—ポメルンにおけるナチスの農村労働者政策—」『社会労働研究』(法政大学) 第四四卷第三・四号(一九九八年)、一—七八頁が最近の成果である。また、ヴァイマル期全般におけるプロテスタントの村落共同体におけるオピニオンリーダーと政治的意志形成について考察したPyta, Wolfram: *Dorfgemeinschaft und Parteipolitik 1918-1933. Die Verschränkung von Milieu und Parteien in den protestantischen Landgebieten Deutschlands in der Weimarer Republik* (künftig: *Dorfgemeinschaft*), Düsseldorf 1996は当該テーマに関する最近のとりわけ貴重な成果である。
- (5) 村瀬興雄『ナチス統治下の民衆生活—その建前と現実—』東京大学出版会、一九八三年、豊永、前掲『ドイツ農村におけるナチズムへの道』第九章並びに参照、井上茂子「ナチ体制下のカトリック教徒—ナチズムに対する相対的に高い『免疫性』についての一考察—」『キリスト教史学』第五一集(一九九七年)、二六—四六頁。また、バイエルンの地域研究としては、ジェフリ・プリダム(垂水節子・豊永泰子訳)『ヒトラー権力への道—ナチズムとバイエルン 一九二二—一九三三年—』時事通信社、一九七五年を参照。



- (6) ピーターの分析対象がまさにこれに該当する。Vgl. Pyta, *Dorfgemeinschaft*.
- (7) 選挙区を都市部と農村部とは簡単に分けた当時の選挙結果をもとに、農村部でのナチスの増大をもってこれを農民のナチス支持とマ・プリオリにみなしている典型として、ギースを指摘している。Vgl. Gies, Horst: NSDAP und landwirtschaftliche Organisation in der Endphase der Weimarer Republik (künftig: NSDAP), in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte* (künftig: VFZG), Jg.15 (1967), S.341-376; Ders.: *Landbevölkerung und Nationalsozialismus. Der Weg in den Reichsnährstand*, in: *Zeitsgeschichte*, Jg.13 (1986), S.123-141.
- (8) 足立、前掲『近代ドイツの農村社会と農業労働者』七頁以下。
- (9) 伊集院立「ナチスと農村同盟の地域支配」一九三〇—一九三二、『茨城大学教養部紀要』第二〇号（一九八八年）、六八頁。
- (10) 同論文、七九頁。
- (11) Gies, NSDAP, S.359ff.; Pyta, *Dorfgemeinschaft*, S.353ff. 伊集院、前掲「ナチスと農村同盟の地域支配」、中村、前掲『ナチ党の思想と運動』第四章第四節「豊水」、前掲『ドイツ農村におけるナチスムへの道』第八章。
- (12) Fahbusch, Lutz / Werner Methfessel: *Christlich-Nationale Bauern- und Landvolkpartei (CNBL) 1928-1933* (Deutsches Landvolk), in: Fricke, Dieter (Leiter des Herausgeberkollektivs) u.a. (Hg.): *Lexikon zur Parteiengeschichte. Die bürgerlichen und kleinbürgerlichen Parteien und Verbände in Deutschland (1789-1945)*, Bd. 1, Köln/Leipzig 1984, S.434-439.
- (13) Jones, Larry Eugene: *Crisis and Realignment: Agrarian Splinter Parties in the Late Weimar Republic, 1928-1933*, in: Moeller, Robert G.(ed.): *Peasants and Lords in Modern Germany. Recent Studies in Agricultural History*, Boston 1986, S.198-232.
- (14) Pyta, *Dorfgemeinschaft*, S.364.
- (15) Dornheim, Andreas: *Landwirtschaft und nationalsozialistische Agrarpolitik in Thüringen*, in: Dornheim, Andreas/Bernhard Post/Burkhard Stenzel: *Thüringen 1933-1945. Aspekte nationalsozialistischer Herrschaft*, Erfurt 1997, S.125.
- (16) Dressel, Guido: *Der Thüringer Landbund 1927-1933. Agrarische Interessenvertretung auf dem Weg ins Dritte Reich* (künftig: TLB), *Magisterarbeit*, Jena 1996 (MS), S.122.
- (17) Ebenda, S.123.
- (18) Ebenda, S.111.

- (91) Merkenich, Stephanie: Grüne Front gegen Weimar. Reichs-Landbund und agrarischer Lobbyismus 1918-1933, Düsseldorf 1998, S.333.
- (92) Dr.Wernick: Der Thüringer Landbund (künftig: TLB), in: Thüringer Jahrbuch 1926, Leipzig o.J., S.18.
- (93) 日蓮はたし 露伴新報の日本農地三才 三四八入る 補助金農地九 一七三入るのみだ。Vgl. Bundesarchiv Berlin (künftig: BA/Berlin), R8034 I, Nr.42a, Bl.181-216.
- (94) Die Thüringische Landwirtschaft (künftig: Die Thür. Landw.), hrsg.v. Dr. Wilmanns, W., unter Mitwirkung v. Dr. Gärtner, R. und Dr.F.Klapp, Jena 1933, S.X.
- (95) 露伴はたしは 本邦農地とる。Dressel, TLB, S.14; Wernick, TLB, S.18f.; vgl.Weimarer Zeitung, Nr.295 v.19.12.1918, in: BA/Berlin, R8034 II, Nr.2973.
- (96) Vgl. Die geschichtliche Bedeutung der deutschen Bauernbewegung, in: Der Thüringer Landbund (künftig: TLB), Nr. 26 v.6.3.1924, in: BA/Berlin, R8034 II, Nr.2973, Bl. 150f.; Zehn Jahre. Denken wie zehn Jahre zurück, in:TLB, Nr.4 v.19.1.1929, in: BA/Berlin, R8034 II, Nr.2974, Bl.157; vgl. Der Landbundgedanke, hrsg.v. Thüringer Junglandbund, Weimar o.J. [1930], S.11.
- (97) Höfer, Ernst: Die Thüringische Landwirtschaft, in: Thüringen. Kultur und Arbeit des Thüringer Landes, hrsg. v. Becker, Carl/Erwin Stein, Berlin 1927, S.130.
- (98) Quellen zur Geschichte Thüringens. Wahlen und Abstimmungsergebnisse 1920-1995 (künftig: QGThWA), hrsg. v. Dressel, Guido, Erfurt 1995, S.20; Dressel, TLB, S.137.
- (99) Thüringen und seine Stellung in und zu Mitteleuropa, Weimar 1929, S.53.
- (100) Gessner, Dieter: Agrardepression und Präsidentschaftswahlen in Deutschland 1930 bis 1933. Probleme des Agrarprotektionismus am Ende der Weimarer Republik, Düsseldorf 1977, S.31.
- (101) ヴァイマルのテューリンゲン中央州立文書館には、当時の税務署による詳細な農業経営者の所得調査の資料が保管されている。約六割の数字は、一九二七年から二八年にかけての所得調査から筆者自身が導き出したものである。Vgl. Thüringisches Hauptstaatsarchiv Weimar (künftig: ThHStAW): Der Oberfinanzpräsident Thüringen in Rudolstadt, Nr. 264.
- (102) Gessner, Dieter: Agrarverbände in der Weimarer Republik. Wirtschaftliche und soziale Voraussetzungen agrarkon-

servativer Politik vor 1933, Düsseldorf 1976, S.98. 中核、前掲『ナチ党の歴史と興亡』117頁以下。

(75) この論文は、ドイツ農民大会の議決案を基にしたものである。Notkundgebung in Rudolstadt, in: TLB, Nr.10 v. 11.2.1928, S.1; Thüringer Bauernbund Rudolstadt, in: ebenda, S.5; Beim Landesfinanzamt. Der Empfang der Abordnung, in: TLB, Nr.12 v. 11.2.1928, S.4f.

(76) Döbrich, Franz: Zur Gründung des Christlich = Nationalen Bauern- und Landvolkpartei, in: TLB, Nr.32 v. 21.4.1928, S. 1.

(77) ヤンケ、邦区共闘会、の歴史のついで、ドイツと参謀。Friedenthal, Elisabeth: Volksbegehren und Volksentscheidung über den Young-Plan und die deutschnationale Sezession, Diss., Tübingen 1957 (MS), S.25ff.; Jonas, Erasmus: Die Volkskonservativen 1928-1933. Entwicklung, Struktur, Standort und staatspolitische Zielsetzung, Düsseldorf 1965, S.42ff.; Berghahn, Volker, R.: Der Stahlhelm. Bund der Frontsoldaten 1918-1935, Düsseldorf 1966, S.115ff.; Jung, Otmar: Plebiszitärer Durchbruch 1929?, in: Geschichte und Gesellschaft, Jg.15 (1989), S.489-510.

(78) ヤンケ、邦区共闘会、の歴史のついで、ドイツと参謀。議決案のついで、ドイツと参謀。Tracy, R. Donald: Der Aufstieg der NSDAP bis 1930 (künftig: Aufstieg), in: Heiden, Detlev/Gunther Mai(Hg.): Nationalsozialismus in Thüringen, Weimar/Köln/Wien 1995, S.49-74; Post, Bernhard: Vorgezogene Machtübernahme 1932: Die Regierung Sauckel, in: Heiden, Detlev/Gunther Mai(Hg.): Thüringen auf dem Weg ins „Dritten Reich“ (künftig: Thüringen), Erfurt 1995, S.147-181; Weißbecker, Manfred: Fritz Sauckel. „Wir werden die letzten Schlacken unserer Humanitätsduselei ablegen...“, in: Pätzold, Kurt/Manfred Weißbecker(Hg.): Stufen zum Galgen. Lebenswege vor den Nürnberger Urteilen (künftig: Stufen), Leipzig 1996, S.297-331.

(79) Nationalsozialistische Redner schmälen den Landbund I, in: TLB, Nr.19 v. 7.3.1928, S.2.

(80) Weimarerischer Bauernbund. Nach der Wahl. An alle Vertrauensmänner und Mithelfer I, in: TLB, Nr.41 v. 26.5.1928, S. 3; Bauernbrief, in: TLB, Nr.46 v. 9.6.1928, S.2.

(81) Gies, NSDAP, S.343ff.; Gies, Horst/Gustavo Corni (Hg.): „Blut und Boden“. Rassenideologie und Agrarpolitik im Staat Hitlers, Idstein 1994, S.19ff.

(82) Bauernwacht, Nr.22 v. 23.2.1929, in: BA/Berlin, R8034 II, Nr.2974, Bl.168.

- (39) Rundschreiben 19 vom 25.7.1929, in: Thüringisches Staatsarchiv Altenburg (künftig: ThStAA), Deutsche nationale Volkspartei (künftig: DNVP), Nr.51.
- (40) Rundschreiben 25. DNVP Landesverband Thüringen am 12.9.1929, in: ThStAA, DNVP, Nr.51.
- (41) Hauptversammlung des Thüringer Landbundes, in: TLB, Nr.73 v.11.9.1929, S.1.
- (42) Die Widerstandsfrent. Reichslandbund und Volksbegehren, in: TLB, Nr.78 v. 28.9.1929, S.1.
- (43) QGThWA, S.84f.
- (44) 一二月二二日に行われた「解放法案」をめぐる国民投票は、結局チューリッゲン州において二八二、五三二(二六・一%)を得るにすぎず、過半数には達しなかった(QGThWA, S.85)。また全国においても結局五、八二五、〇八二(二三・八一%)を得るにすぎず、過半数にははるかに達しなかった。しかし、チューリッゲンにおいて全国の得票率の約二倍にあたる賛成票を獲得していたことは、興味深い。これ以降の全国レベルでの国民投票をめぐるヤング案反対闘争の展開については、とりあえず、拙稿「ドイツ国家国民党と全国農村同盟 一九二八—三〇年」『政治研究』(九州大学政治研究室)四〇号(一九九三年)九三頁以下を参照されたい。
- (45) QGThWA, S.88f.
- (46) Die Regierungsbildung in Thüringen. Baum Vorsitzender, in: TLB, Nr.5 v.15.1.1930, S.1.
- (47) この間には至る過程に「ついで」既に多くの研究蓄積がある。詳しくは本誌を参照。Neliba, Günter: Wilhelm Frick. Der Legalist des Unrechtsstaates. Eine politische Biographie, Paderborn 1992, S.95-99, insbesondere S.96; Tracy, Aufstieg, S. 71f.; Dressel, TLB, S.60ff.; Dickmann, Fritz: Die Regierungsbildung in Thüringen als Modell der Machtergreifung. Ein Brief Hitlers aus dem Jahre 1930, in: VFZG, Jg.14 (1966), S.454-464; John, Jürgen: Quellen zur Geschichte Thüringens 1918-1945, Erfurt 1996, S.37f. und Dok.Nr18(a), S.134-137; Ders.: Thüringen in den Jahren 1918 bis 1945, Erfurt 1996, S.22-25; Patze, Hans/Walter Schlesinger(Hg.): Geschichte Thüringens. Bd.V/2: Politische Geschichte in der Neuzeit, Köln/Wien 1978, S.507-527, hier S.507f.; Fischer, Werner: Wilhelm Frick. „An den Galgen mit den Verbrechern...“, in: Pätzold/Weißbecker, Stufen, S.232.
- (48) 数字は「ついで」QGThWA, S.92, 94を参照。
- (49) Weimarerischer Bauernbund. Landbund und Lehrerschaft, in: TLB, Nr.78 v.27.9.1930, S.5.

- (95) Rundschreiben vom 16. Dezember 1930, in: BA/Berlin, NS 26, Nr.951.  
 (96) Für Geschlossenheit und Rettung des Landvolkes. Die Wählarbeit der N.S.D.A.P. im Landbunde. Hauptversammlung des Thüringer Landvolkes, in: TLB, Nr.5 v.17.1.1931, S.1.  
 (97) Sachliche Richtigstellungen zu nationalsozialistischen Schiebungen, in: TLB, Nr.6 v.21.1.1931, S.2.  
 (98) Vgl. Mißtrauensanträge gegen Dr.Frick und Marschler angenommen, in: TLB, Nr.26/27 v.3.4.1931, S.1; Wie es kam. Was nun ? Falsche Verdächtigungen, in: TLB, Nr.28 v.8.4.1931, S.1.  
 (99) John, Jürgen/Reinhard Jonscher/Axel Stelzner: Geschichte in Daten Thüringen, München/Berlin 1995, S.229.  
 (100) Gies, NSDAP, S.364ff.  
 (101) 各邦議院の各議員の職務の選考の概況について、由業誌「ナチスと農村問題の地域支配」六二頁以下が詳しい。  
 (102) ナチスと農村問題の地域支配の「回答文」六八―九頁。  
 (103) Parteiwesen in der Kammer ? Für den Berufstand, nicht für Parteigekläff !, in: TLB, Nr.91 v.14.11.1931, S.1f.  
 (104) Um die Reichspräsidentenwahl, in: TLB, Nr.14 v.20.2.1932, S.1.  
 (105) Für Duesterberg, in: TLB, Nr.18 v.5.3.1932, S.1.  
 (106) Keine Stimme für Hitler !, in: TLB, Nr.11 v.5.3.1932, S.3; Wer Hitler wählt, wählt den Sozialismus, in: TLB, Nr.20 v.12.3.1932, S.2; Hitler ? Wir wählen keinen Sozialisten, in: ebenda, S.3.  
 (107) Ley, Robert: Bericht über die Besichtigung des [NSDAP-] Gaues Thüringen, 24.2.1932, in: Mai/Heiden, Thüringen, Dok. Nr.24, S.236f.  
 (108) A.Kirchner an von Sybel am 2.3.1932, in: BA/Berlin, R8034 I, Nr.152, Bl.196.  
 (109) QGThWA, S.100-103.  
 (110) Die gemeinschaftliche Sitzung des Bundesvorstandes mit Hauptgeschäftsführern am 22. März 1932, in: BA/Berlin, R8034 I, Nr.146, Bl.59.  
 (111) Stehen wir allein ?, in: TLB, Nr.28 v.9.4.1932, S.1.  
 (112) Kein sozialistischer Reichspräsident !, in: TLB, Nr.26 v.2.4.1932, S.1.  
 (113) Ebenda; Warum nicht Hitler ?, in: TLB, Nr.27 v.6.4.1932, S.1f.; Hitler Reichspräsident ?, in: ebenda, S.2.

- (89) Der Thür.Landbund verleugnet seine Systempolitik !, in: Der Nationalsozialist, Nr.149 v.28.6.1932, in: ThHStAW, NSDAP-Gauleitung Thüringen, Nr.1/5.
- (89) QGThWA, S.104-107.
- (70) Hindenburg wiedergewählt, in: TLB, Nr.29 v.13.4.1932, S.1.
- (71) 詳しくは、拙著『ナチス一党支配体制成立史序説―ブーゲンベルクの入閣とその失脚をめぐる―』法律文化社、一九九六年、第二章以下参照。
- (72) Glänzender Verlauf des Bauertages in Sonderhausen, in: TLB, Nr.41 v.25.5.1932, S.1f.; Volles Vertrauen zur Führung, in: TLB, Nr.53 v.6.7.1932, S.1.
- (73) Gau Thüringen an die Reichsleitung der NSDAP am 17.6.1932, in: BA/Berlin, NS26, Nr.547.
- (74) QGThWA, S.108-111; 114-117.
- (75) Das neue Agrarprogramm, in: TLB, Nr.77 v.28.9.1932, S.1.
- (76) Landbundliste, in: TLB, Nr.86 v.29.10.1932, S.1.
- (77) QGThWA, S.120-123.
- (78) Dressel, TLB, S.123.
- (79) Vorlage für die Sitzung des Milchwirtschaftlichen Ausschusses der Thüringischen Hauptlandwirtschaftskammer am 23. Januar 1933, in: ThHStAW, Thüringisches Wirtschaftsministerium, Nr.205.
- (80) Handelspolitische Grundsätze deutscher Agrarpolitik, in: TLB, Nr.99 v.14.12.1932, S.1.
- (81) Am Ende der Wirtschaftskraft. Der Protest des Thüringer Landbundes, in: TLB, Nr.1 v.4.1.1933, S.1; Was soll werden ? Die Verzweiflung des Bauertums, in: TLB, Nr.3 v.11.1.1933, S.1.
- (82) Der nationale Zusammenschluß, in: TLB, Nr.9 v.1.2.1933, S.1.
- (83) Dressel, TLB, S.111.
- (84) Kampffront Schwarz = weiß = rot !, in: TLB, Nr.14 v.18.2.1933, S.1.
- (85) QGThWA, S.134-136.
- (86) Eine Mehrheit für die Reichsregierung, in: TLB, Nr.19 v.8.3.1933, S.1.

探 録  
(87) Der Ortsgruppe der NSDAP Fischersdorf an das Thüringische Kreisamt Saalefeld/Saale am 28.3.1933, in: Thüringisches Staatsarchiv Rudolstadt, Thüringisches Kreisamt Saalefeld, Nr.794, Bl.109.

(88) 詳しうは参照' 拙著' 前掲『ナチス一党支配体制成立史序説』二二四頁。

(88) Um die Einigung der Thüringer Landwirtschaft, in: TLB, Nr.26 v.1.4.1933, S.1.

(89) Die Einigung des Berufsstandes. Kampfgemeinschaft der Bauern, in: TLB, Nr.26 v.1.4.1933, S.1.

(85) Die Kreisbauernführer, in: Thüringer Bauernzeitung (künftig: TBZ), Nr.53 v.5.8.1933, S.1. 少々少なう' 雑誌記事' 著一六頁のちが' かなへとあ大各(ピヴァン・フンゲンハンス' カール・ハウプト' アルフノーテ・キルコナー' アルン・ヤーハン・ヘーリッシュ・タインリッシュ' フリッヒン・ユナストマン) だ' あああアホーレンゲン雑誌同盟の全編をあつた。Vgl. TBZ, Nr.57 v.2.9.1933, S.3; TBZ, Nr.58 v.9.9.1933, S.3; TBZ, Nr.59 v.16.9.1933, S.3; TBZ, Nr.60 v.23.9.1933, S.3; TBZ, Nr.65 v.23.10.1933, S.8.

(85) Thüringer Landbund zur Einigung bereit, in: TLB, Nr.27 v.5.4.1933, S.2.

(83) 1. Sitzung am 1. Mai 1933, in: Stegno-graphische Berichte. VII. Landtag von Thüringen, S.2; vgl. Dressel, TLB, S.116.

(84) 前掲のマスコミのちへだ' ナチーレンゲン雑誌同盟がナチスによつて「巧騙」をあんだ' と疑つてつたあへつあせ。Vgl. Zur Mehrheit bereit. Ohne 'Sieger' und 'Besiegte', in: TLB, Nr.28 v.8.4.1933, S.2.

(85) 以上の資料によつて' Auszug aus der Niederschrift über die ausserordentliche Hauptversammlung am Dienstag, den 2. Juni 1933 in Eisenach „Gewerbehäus“, in: Thüringisches Staatsarchiv Gotha (künftig: ThStAGth), Thüringisches Amtsgericht Eisenach, Nr.16, Bl.39-41 参照。

(89) Auszugsweise Abschrift. Camburg; den 2. Juni 1933, in: ThHStAW, Thüringisches Amtsgericht Camburg, Nr.31, Bl.13 und 13RS.

(86) こうした点は' 本論で言及したテューリッゲン農村同盟指導部' マイゼナマン郡農村同盟指導部' カムブルク郡農村同盟指導部の他' ナン郡農村同盟並びにローター農民同盟の各指導部によつてあ疑はせあせ。Vgl. Vorstandswahl im Kreislandbund Gera e.V. in Gera am 1.7.1933, in: Thüringisches Staatsarchiv Greiz, Thüringisches Amtsgericht Gera, Nr.1283, Bl.49f.; ThStAGth. Thüringisches Amtsgericht Gotha, Nr.419, Bl.35 u. 38.